

東北農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

農産物直売所で販売される農産物に関する農薬の適正使用及び使用履歴の
確認の徹底について

農薬の使用に関しては、毎年の農薬危害防止運動等の機会を捉えて、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）等に基づいた適正使用に係る指導の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、今冬に入り、農産物直売所で販売される農産物について、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき定められた残留基準値を超過する事例が相次いで発生しています。このような問題が発生すると、当該農産物を販売した農産物直売所のみならず、当該品目や産地の信頼の失墜につながり、買い控え等により少なからず経済的損失が発生する可能性があります。

農産物直売所における残留基準値の超過は、多くの場合、直売所に出荷する生産者（以下単に「生産者」という。）が当該農作物に適用のない農薬を使用したこと又は使用時期を遵守しなかったことが原因となっています。これらの事案では、生産者における農薬の適正使用に関する意識が極めて低い例が散見され、生産、出荷の量に関わらず、生産者に対して、農薬の使用に当たって遵守すべきルールを改めて周知・徹底することが必要です。

これに加え、残留基準値の超過事例の中には、農産物直売所の管理者（以下単に「管理者」という。）が、集荷の際に、当該農作物の農薬の使用履歴を確認することにより、未然に防止することができたものもあったと考えられます。

つきましては、管理者に対し、下記の事項に留意しつつ、改めて、「農産物直売所で販売される農産物の適切な取扱いについて」（平成 22 年 12 月 16 日付け 22 消安第 7529 号消費・安全局農産安全管理課長通知）に基づく農薬の適正使用に関する注意喚起と記録に基づく農薬の使用状況の確認に取り組むことを指導するよう、貴職から、貴局管下各県に対し、周知いただくようお願いいたします。

記

1. 生産者に対する適正使用の注意喚起について

- (1) 管理者は、直売所に訪れる生産者をはじめ、出荷の可能性のある生産者を対象に、別添のチラシ等を活用し、農薬の適正使用に関する注意喚起を幅広く行うこと。また、出荷の際に直売所を訪れた生産者に対して、定期的に農薬の適正使用に関する注意喚起を行うこと。

特に、管理者は、自家消費農産物の生産が中心で直売所への出荷の頻度が低い者、農業従事経験が少ない者など、農薬の適正使用に関する意識が低いおそれがある者に対しては、農薬は使用できる作物、量、時期、回数等が定められており、病害虫が同一であっても使用できない場合があること、農薬ラベルに従って使用すること等、まずは基本的なルールの徹底に努め、判断が難しい場合には直売所に相談するよう働きかけること。

注意喚起にあたっては、農薬の適正使用に関する普及啓発資料を農林水産省ウェブサイト*に掲載しているので、適宜活用されたい。

※ 農薬の適正使用に関する農林水産省ウェブサイト：

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/info.html

- (2) 管理者は、農薬の適正な取扱いに関する資格の取得や、都道府県が実施する研修への参加等、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるよう努めること。

2. 集荷の際の農薬の使用状況の確認について

管理者は、集荷の際、生産者に対して、農薬の使用履歴を記載した帳簿の提出を求める等して、農薬の使用状況に問題が無いことを確認すること。

なお、全ての生産者について品目ごとに、農薬の使用履歴を確認することが望ましいが、確認が困難な場合には、出荷初期のものを優先的に確認する、少量多品目を生産している生産者を優先的に確認する、農薬の適用を誤認しやすい農作物(例：ミニトマトとトマト)を優先的に確認する等、適切に対応されたい。